

総 則

1. 趣 旨

本県内の中学生が、スポーツに親しみ、スポーツ精神を高揚し、併せて健康増進と体力の向上を図り、身体的及び精神的な発達を推進する。加えて、スポーツを通じて、中学生がお互いに理解し合い、友好親善を深め、明るく豊かな中学校生活の実現を図り、もって本県スポーツの振興に寄与することを目的とする。

また、茨城県中学校総合体育大会及び全国中学校体育大会の予選会を兼ねて実施する。

2. 主 催

茨城県・茨城県教育委員会・公益財団法人茨城県スポーツ協会

3. 主 管

茨城県中学校体育連盟・公益財団法人茨城県スポーツ協会加盟競技団体

4. 後 援

各市町村・各市町村教育委員会

5. 会 期

（夏季大会・冬季大会）

令和7年7月9日（水）～令和8年1月11日（日）

6. 実施競技（19競技）

No.	競技名	種別		競技名	種別		競技名	種別
1	陸上（駅伝）	男女	8	ハンドボール	男女	14	ソフトボール	女
2	水泳	男女	9	ソフトテニス	男女	15	バドミントン	男女
3	サッカー	男	10	卓球	男女	16	弓道	男女
4	バレーボール	男女	11	軟式野球	男	17	剣道	男女
5	体操（器械・新体操）	男女	12	相撲	男	18	スキー	男女
6	バスケットボール	男女	13	柔道	男女	19	テニス	男女
7	レスリング	男女						

※19 テニスは団体のみ

7. 競技方法・申込方法

- （1）各競技専門部が定めた競技方法とする。
- （2）外部指導者のベンチ入りについては、専門部の決定にしたがう。
- （3）男子の部、女子の部として実施する。
- （4）各専門委員長あて所定の形式で提出のこと。
- （5）申込締切日を過ぎた場合は受けつけない。

8. 表 彰

- （1）各競技の団体3位、個人3位まで表彰する。
（チーム編成の競技、陸上・水泳競技のリレー等は団体とし、団体賞状1枚とする。）

9. 参加制限

- (1) 茨城県中学校体育連盟専門部（19専門部）の生徒とする。参加する生徒は、学齢・修業年限が一致していること。その年度の6月30日までに茨城県中学校体育連盟に申し出、承認された生徒についてはこの限りではない。
- (2) 合同チームについては、茨城県中学校体育連盟の定める「茨城県中学校体育大会（総体・新人）合同チーム参加規程」にしたがう。
- (3) 参加資格の特例については、別紙の茨城県中学校体育連盟の定める「令和7年度茨城県中学校体育大会（総体・新人）における参加資格の特例について」に従う。
 - ◎ 学校教育法134条の各種学校在籍生徒
 - ◎ 地域クラブ活動に所属する中学生
 - ◎ 拠点校部活動チームの参加

10. その他

- (1) 専門部以外で全国又は関東大会が実施される競技については、その選考会を県民総体成年・少年の部と一緒に行うものとする。
- (2) 参加生徒の引率は、原則として校長・教員・部活動指導員とする。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督になれない。
 - * 「部活動指導員」とは、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者をいう。
- (3) 本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。また、地域クラブ活動の指導者においては、日本スポーツ協会（関係競技団体）公認指導者の処分等に該当していない者であることとしている。校長（代表者）はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部指導者は校長から暴力等に関する指導処置を受けていないこととする。

別紙 2

令和 7 年度茨城県中学校体育大会（総体・新人）参加資格の特例

◎学校教育法 134 条の各種学校在籍生徒

- (1) 学校教育法第 134 条の各種学校（1 条校以外）に在籍し、茨城県中学校体育大会（総体・新人）への参加資格を得た者とする。

◎地域クラブ活動に所属する中学生

《趣旨》茨城県中学校体育大会（総体・新人）への参加を認める地域クラブ活動については、社会総がかりで「地域の子供たちを地域で育てる」という共通理解のもと、生徒の望ましい成長を保障できるよう、学校部活動の教育的意義を継承したチームの大会参加を特例で認めるものであって、勝利至上主義的な活動をするチームを認めるものではない。

- (1) 茨城県中学校体育連盟に認定された地域クラブ活動に所属し、茨城県中学校体育大会（総体・新人）への参加資格を得た者とする。
- (2) 地域クラブ活動から大会に参加をする場合は、4 月 1 日から 4 月 30 日までに、登録の手続きを行うこと。（冬季競技の駅伝、スキー、スケートは 9 月 1 日～9 月 30 日までとする。）なお、登録期間は翌年 3 月 31 日までとする。また、以下の内容を追記する。
 - ① 地域クラブ活動が登録の手続きを行う際には、「規約および運営方針」、「活動計画」を合わせて提出すること。なお、「規約および運営方針」について、年度内の変更は認めない。
 - ② 「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」※1 については、承認証（様式 7）を提出すること。
 - ③ 「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」については、7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間に茨城県中学校体育大会（新人）への追加登録選手および追加登録指導者を認める。なお、認める追加登録選手については、4 月に地域クラブ登録をしていない学校所属の生徒とする。
- (3) 選手 1 人につき 320 円の登録料を納めること。なお、地区大会、市郡大会から大会参加する場合は、各地区への負担金等を納めること。
- (4) 参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。
 - ① 茨城県中学校体育大会（総体・新人）の参加を認める条件
 - ア 茨城県中学校体育連盟の目的（茨城県中学校体育スポーツの健全な普及発展に資すると共に、相互の研鑽と連携を図る）及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の学齢・修業年限が我が国の中学校と一致していること。（中学校に在籍している生徒であること）。
 - ウ 地域クラブ活動にあつては、本大会に出場するためだけに設立されたものではなく、「地域」における継続的な活動を確保しようとする目的のもと、原則として複数学年の選手が所属し、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに適切に行われていること。
 - エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和 4 年 12 月 27 日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」並びに『茨城県地域クラブ活動ガイドライン』（令和 5 年 2 月茨城県教育委員会発出）を遵守していること。
 - オ 地域クラブ活動にあつては、当該競技を管轄する中央競技団体もしくは茨城県競技団体に登録されていること。
 - カ 年間を通して予選会を含む全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
 - キ 地域クラブ活動で茨城県中学校体育大会（総体・新人）につながる大会に参加する場合、在籍中学校での同一競技への大会参加は認めない。その逆も同様である。また、地区予選参加後に、地域クラブ活動を移籍、退部、新規加入した場合、その先での同一競技の出場

は認めない。ただし、本大会の出場権を得た個人種目についてはその限りではない。

ク 地域クラブ活動による合同チームは認めない。

ケ 地域クラブ活動は、その組織内に茨城県中学校体育連盟および各競技部と随時連絡が取れる部門を設置し、事務担当者を置くこと。

② 茨城県中学校体育大会（総体・新人）に参加した場合に守るべき条件

ア 茨城県中学校体育大会（総体・新人）大会要項及び競技規則を遵守するとともに、年間を通じた大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加にあっては、地域クラブ活動は代表者・指導者が引率するとともに、万一事故の発生に備え、傷害保険に加入するなど万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 大会参加に要する経費は、当該地域クラブ活動が必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域クラブ活動での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

オ 地域クラブ活動が登録する際には、登録用紙に登録市町村を記入する。生徒が在籍しない市町村を登録地にすることはできない。なお、登録市町村は原則変更することはできない。

③ 茨城県中学校体育大会（総体・新人）に参加を認めない場合

茨城県中学校体育連盟申請や大会参加に際して、参加条件に虚偽等が判明した場合は参加を認めない。また、次年度以降の登録を認めない場合もある。

※1 「地域移行の受け皿となっている地域クラブ」とは、学校部活動の地域移行に伴い、市町村の承認のもと、日常的に活動が持続されており、これまでの学校部活動に代わって地域の生徒が参加する形態で活動している団体を意味する。つまり、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ」が承認されると、そこに所属する選手の学校は、同競技において部活動からの大会参加はできなくなる。あくまで地域移行の受け皿が主目的の団体を対象としているため、一部の選手のみ選抜された形でのスポーツ団体を意味するものではない。

◎ 拠点校部活動チームの参加

(1) 趣 旨

茨城県中学校体育大会への参加を認める拠点校部活動は、在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を市町村内の一つの学校が受け入れるというものである。市町村中学校長会もしくは市町村教育委員会や茨城県教育委員会が運動部活動に参加したい生徒の持続可能な事業として推進する活動であり、勝利至上主義的な活動をするチームを認めるものではない。

なお、拠点校部活動（以下拠点校という）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

(2) 条 件

- ① 拠点校として市町村中学校長会もしくは市町村教育委員会や茨城県教育委員会が認めたものであること。
- ② 拠点校を構成する各校は、茨城県中学校体育連盟に加盟していること。
- ③ 拠点校としての大会参加が、各地区中体連に承認されていること。
- ④ 参加者は、開催年度の茨城県中学校体育大会（総体・新人）の参加資格を満たしていること。
- ⑤ 参加申し込み手続きは拠点校代表校の校長が行うこと。
- ⑥ 拠点校の引率・監督は、拠点校を構成する各校の校長・教員・部活動指導員とすること。

※1 茨城県中学校体育大会（総体・新人）における『参加資格について』は、令和7年4月1日から施行する。

※2 この特例の他、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討を続けていく。